

写

3 消安第 6607 号
環自総発第 2203162 号
令和 4 年 3 月 16 日

別記団体の長 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法に係る実務経験の取扱いについて (周知)

愛玩動物看護師法 (令和元年法律第 50 号。以下「法」という。) 附則第 3 条第 1 項において、農林水産大臣及び環境大臣は、法の施行日から 5 年を経過する日までの間、毎年 1 回以上、予備試験を行うこととされており、同条第 2 項において、予備試験は、法第 2 条第 2 項に規定する業務 (診療の補助を除く。) を 5 年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であつて、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができないとされています。

今般、法附則第 3 条第 2 項に規定する「第二条第二項に規定する業務 (診療の補助を除く。) を五年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」について、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書 (令和 3 年 3 月 30 日公表) を踏まえ、別紙のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

また、今後、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験を希望する者から、実務経験に関する証明の求めがあつた場合には、別紙様式 1、3、4 により証明するよう貴会会員に周知願います。

なお、予備試験の受験に当たって使用する様式及び記載例については、指定試験機関のウェブサイトに掲載する予定であることを申し添えます。

【本件担当者】

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：朝倉・森口

TEL 03-3502-8111 (内線4530)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：鈴木・尾崎

TEL 03-3581-3351 (内線6419・7414)

別記団体の長

公益社団法人日本獣医師会 会長

公益社団法人日本動物病院協会 会長

一般社団法人日本小動物獣医師会 会長

一般社団法人T e a m H O P E 代表

一般社団法人日本動物保健看護系大学協会 会長

一般社団法人全国動物教育協会 会長

一般社団法人動物看護職協会 会長

公益財団法人日本愛玩動物協会 会長

写

3 消安第 6607 号
環自総発第 2203162 号
令和 4 年 3 月 16 日

都道府県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法に係る実務経験の取扱いについて (周知)

愛玩動物看護師法 (令和元年法律第 50 号。以下「法」という。) 附則第 3 条第 1 項において、農林水産大臣及び環境大臣は、法の施行日から 5 年を経過する日までの間、毎年 1 回以上、予備試験を行うこととされており、同条第 2 項において、予備試験は、法第 2 条第 2 項に規定する業務 (診療の補助を除く。) を 5 年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者であって、農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の課程を修了したものでなければ、受けることができないとされています。

今般、法附則第 3 条第 2 項に規定する「第二条第二項に規定する業務 (診療の補助を除く。) を五年以上業として行った者又は農林水産大臣及び環境大臣がこれと同等以上の経験を有すると認める者」について、愛玩動物看護師カリキュラム等検討会報告書 (令和 3 年 3 月 30 日公表) を踏まえ、別紙のとおり取り扱うこととしたのでお知らせします。

また、今後、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験を希望する者から、実務経験に関する証明の求めがあった場合には、別紙様式 5 により証明するようお願いいたします。

なお、予備試験の受験に当たって使用する様式及び記載例については、指定試験機関のウェブサイトに掲載する予定であることを申し添えます。

【本件担当者】

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：朝倉・森口

TEL 03-3502-8111 (内線4530)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：鈴木・尾崎

TEL 03-3581-3351 (内線 6419・7414)

写

3 消安第 6607 号
環自総発第 2203162 号
令和 4 年 3 月 16 日

一般財団法人動物看護師統一認定機構 機構長 殿

農林水産省消費・安全局長

環境省自然環境局長
(公 印 省 略)

愛玩動物看護師法に係る実務経験の取扱いについて

このことについて、別紙のとおり通知しましたのでお知らせするとともに、予備試験の受験に当たって使用する様式及び記載例を貴法人のウェブサイトで周知いただきますようお願いいたします。

【本件担当者】

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

担当：朝倉・森口

TEL 03-3502-8111 (内線4530)

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室

担当：鈴木・尾崎

TEL 03-3581-3351 (内線6419・7414)

(別紙)

愛玩動物看護師法に係る実務経験の取扱いについて

第1 対象業務を5年以上業として行った者について

1 以下に掲げる者であって対象業務に従事していた期間（実務経験）が5年以上である者は、愛玩動物看護師法（令和元年法律第50号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。以下「対象業務」という。）を5年以上業として行った者に該当することとする。

(1) 獣医療法（平成4年法律第46号）第2条第2項に規定する診療施設（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。）において、対象業務を行った者

(2) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）第10条に規定する第一種動物取扱業を営む事業所において、動物取扱責任者（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。）として、対象業務を行った者

(3) (1) 及び (2) 以外の者で動物看護（法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象とするものに限る。以下同じ。）に係る知識及び技能を有し、一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事した者

2 1 (1) から (3) までに該当する者の実務経験には、休業又は休職していた期間は含まないこととする。

3 1 (1) から (3) までに該当する者につき、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験に当たり提出を求める、愛玩動物看護師法施行規則（令和3年農林水産省・環境省令第6号）様式第6に規定する対象業務を5年以上業として行ったことを証する書類は、様式1に定める証明書とする。

4 対象業務を業として行った施設、事業所又は団体（以下「施設等」という。）が廃業（閉鎖）しており、これらの代表者による証明書の提出が困難な場合は、3の規定にかかわらず、様式2に定める証明書を求めることとする。

第2 農林水産大臣及び環境大臣が同等以上の経験を有すると認める者について

1 農林水産大臣及び環境大臣が対象業務を5年以上業として行った者と同等以上の経験（以下「同等以上の経験」という。）を有すると認める者は、以下に掲げる者であって業務に従事していた期間又は修学していた期間（実務経験）が、5年以上である者とする。

(1) 動物看護に係る知識及び技能について教育する学校その他の教育機関において、動物看護に係る知識及び技能の教員として対象業務の指導に従事した者

(2) 法附則第2条第1号に規定する者には該当しないが、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とする養成所において、法施行前に入学し、修学した者であって、次のいずれにも該当するもの

- ① 1年以上の修学期間を有する大学又は養成所で修学した者
- ② 大学又は養成所の卒業要件を満たした者

(3) 国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した者

2 1 (1) から (3) までに該当する者の実務経験には、休業、退職、休学又は留年（以下「休業等」という。）していた期間は含まないこととする。

3 1の(1) から (3) までに該当する者につき、愛玩動物看護師国家試験予備試験の受験に当たり提出を求める、愛玩動物看護師法施行規則様式第6に規定する同等以上の経験を有すると認めた者であることを証する書類は、(1) から (3) まで掲げる者に応じ、それぞれ (1) から (3) までに定める証明書とする。

(1) 1 (1) に該当する者 様式3に定める証明書

(2) 1 (2) に該当する者 様式4に定める証明書

(3) 1 (3) に該当する者 様式5に定める証明書

4 1 (1) 及び (2) に該当する者について、大学又は養成所が廃業（閉鎖）しており、これらの代表者による証明書の提出が困難な場合には、3の規定にかかわらず、様式6に定める証明書を求めることとする。

第3 その他

1 実務経験は、連続した5年以上である必要はない。また、対象業務に従事した期間及び同等以上の経験の期間を合計して5年以上であれば、受験資格を満たすものとする。

2 異なる複数の施設等において実務経験を有する場合等は、施設等ごとに証明書を求めるものとする。

3 対象業務等に従事した期間又は同等以上の経験の期間において、休業等していた期間がある場合は、休業等の期間を除き、証明書を休業等前後で分けて作成すること。

4 受験申込者が施設等の代表者である場合、代表者が確かに受験申込者本人であることを証明する書類を添付すること。

5 様式2及び様式6に定める証明書には、それぞれの様式において求めている添付書類を添付すること。

愛玩動物看護師予備試験に係る証明書（実務経験証明書）

農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣 殿
指 定 試 験 機 関 代 表 者

法人等の名称		
所在地	〒 -	
連絡先（電話番号）		
代表者	役職	氏名

代表者は、愛玩動物看護師法附則第3条第2項に規定する法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を、下記の期間、常態として週1日以上業として行った者として、下記の者が実務経験を有することを証明します。

記

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生年月日
氏名	(姓)	(名)	西暦 年 月 日
勤務先名			
職種			
法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く）を業として行った期間 又は愛玩動物の看護に係る知識及び技能を有し一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事した期間	始期	西暦	年 月 日
	終期	西暦	年 月 日

- ※ 現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。
 ※ 実務経験期間の合計が5年（1,825日）以上であるかどうかで判断します。
 ※ 業務従事期間には、休業や休職の期間（産休・育休を含む）を含みません。

〈実務経験証明書作成者記入欄〉 ※ 必ず記入してください。

施設の代表者又は証明権限者は、下記の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。

証明書作成日 年 月 日 役職等

氏名

〈受験申込者本人記入欄〉

受験申込者（本人）誓約欄

この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

氏名（自署）

- (注) 1 本証明書は、受験申込者が法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く。）を業として行っていた施設の長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
 2 本証明書の記入に当たって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。
 3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、愛玩動物看護師国家試験の受験を停止させ、又は試験を無効とすることがあります。

【参考】

法第32条第1項 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

愛玩動物看護師予備試験に係る証明書（実務経験証明書）

農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣 殿
指 定 試 験 機 関 代 表 者

申告者氏名（自署）

所属していた施設、事業所又は団体の廃業（閉鎖）等により、施設等の代表者による実務経験証明書の提出が困難であるため、受験申込者本人の責任において、常態として週1日以上の実務経験があることを申告します。

記

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生年月日
氏名	(姓)	(名)	西暦 年 月 日
勤務先名			
職種			
法第2条第2項に規定する業務（診療の補助を除く）を業として行った期間 又は愛玩動物の看護に係る知識及び技能を有し一般職員とは区別されて動物看護に係る業務に従事した期間	始期	西暦	年 月 日
	終期	西暦	年 月 日

- ※ 実務経験期間の合計が5年（1,825日）以上であるかどうかで判断します。
- ※ 業務従事期間には、休業や休職の期間（産休・育休を含む）を含みません。

※ 所属していた施設が存在しているが、証明書の提出が困難な方については、その理由について下記のいずれかから選択してください。

- 所属していた施設等において、雇用に関する書類が残っておらず、証明書の発行が困難
- 所属していた施設等が日本国外にあるため、証明書の発行が困難
- その他（理由 _____）

添付する書類

- (1) 所属していた施設、事業所又は団体が実際に存在していたことを証する書類
- (2) 所属していた施設、事業所又は団体に受験者本人が所属していたことを証する書類

- ※ 5年以上従事していたことが分かる書類を添付してください。
- ※ 5年のうち、一部の期間の証明が困難な場合は、その理由について記載してください。

一部の期間の書類の提出が困難な理由： _____

- (注) 1 本証明書の記入に当たって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。
- 2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、愛玩動物看護師国家試験の受験を停止させ、又は試験を無効とすることがあります。

【参考】

法第32条第1項 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に係る者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

愛玩動物看護師予備試験に係る証明書
(同等以上の経験を有すると認める者のうち、教員として指導に従事した者)

農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣 殿
指 定 試 験 機 関 代 表 者

法人等の名称		
所在地	〒 -	
連絡先（電話番号）		
代表者	役職	氏名

代表者は、下記の者が、動物看護に係る知識及び技能（愛玩動物看護師法第2条第1項に規定する愛玩動物を対象としているものに限る。）について教育する学校その他の教育機関において、動物看護師に必要な知識及び技能の教員として、下記の期間、常態として週1日以上業として行ったことを証明します。

記

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生年月日
氏名	(姓)	(名)	西暦 年 月 日
勤務先名			
職種			
動物看護師に必要な知識及び技能の教員として従事した期間	始期	西暦	年 月 日
	終期	西暦	年 月 日

- ※ 現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。
 ※ 実務経験期間の合計が5年（1,825日）以上であるかどうかで判断します。
 ※ 業務従事期間には、休業や休職の期間（産休・育休を含む）を含みません。

〈証明書作成者記入欄〉 ※ 必ず記入してください。

施設の代表者又は証明権限者は、下記の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。

証明書作成日 年 月 日 役職等

氏名

〈受験申込者本人記入欄〉

受験申込者（本人）誓約欄

この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

氏名（自署）

- (注) 1 本証明書は、受験申込者が同等以上の経験を有すると認める者が従事していた学校その他の教育機関の長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
 2 本証明書の記入に当たって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。
 3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、愛玩動物看護師国家試験の受験を停止させ、又は試験を無効とすることがあります。

【参考】

法第32条第1項 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

愛玩動物看護師予備試験に係る証明書
(同等以上の経験を有すると認める者のうち、修学した者)

農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣 殿
指 定 試 験 機 関 代 表 者

大学、養成所等の名称		
現在地	〒 -	
連絡先（電話番号）		
代表者	役職	氏名

代表者は、下記の者が修学した大学又は養成所の課程が、動物看護師を養成することを目的としており、また、1年以上の下記の期間を修学し、卒業したことを証します。

記

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生年月日
氏名	(姓)	(名)	西暦 年 月 日
大学又は養成所の課程の名称			
大学又は養成所で修学した期間	始期	西暦 年 月 日	
	終期	西暦 年 月 日	

※ 修学した期間には、休学又は留年した期間は含みません。

<証明書作成者記入欄> ※ 必ず記入してください。

施設の代表者又は証明権限者は、下記の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。

証明書作成日 年 月 日 役職等

氏名

<受験申込者本人記入欄>

受験申込者（本人）誓約欄

この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

氏名（自署）

- (注) 1 本証明書は、受験申込者が同等以上の経験を有すると認める者が修学していた大学又は養成所の長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
2 本証明書の記入に当たって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。
3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、愛玩動物看護師国家試験の受験を停止させ、又は試験を無効とすることがあります。

【参考】

法第32条第1項 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

愛玩動物看護師予備試験に係る証明書
(同等以上の経験を有すると認める者のうち、国又は地方公共団体で従事した者)

農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣 殿
指 定 試 験 機 関 代 表 者

勤務先名		
所在地	〒 -	
連絡先（電話番号）		
代表者	役職	氏名

代表者は、下記の者が、国又は地方公共団体の公務員として、獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に、下記の期間、常態として週1日以上業として行ったことを証明します。

記

フリガナ	(セイ)	(メイ)	生年月日
氏名	(姓)	(名)	西暦 年 月 日
勤務先名			
職種			
獣医事法令又は動物愛護管理法令の施行事務に従事した期間	始期	西暦 年 月 日	
	終期	西暦 年 月 日	

- ※ 現在職務を継続中の場合、終期は本証明書作成日を記入してください。
 ※ 実務経験期間の合計が5年（1,825日）以上であるかどうかで判断します。
 ※ 業務従事期間には、休業や休職の期間（産休・育休を含む）を含みません。

<証明書作成者記入欄> ※ 必ず記入してください。

施設の代表者又は証明権限者は、下記の注意事項を確認の上、証明書を作成しました。

証明書作成日 年 月 日 役職等

氏名

<受験申込者本人記入欄>

受験申込者（本人）誓約欄

この証明書に相違があり受験資格を取り消された場合には、異存のないことを誓約します。

氏名（自署）

- (注) 1 本証明書は、受験申込者が同等以上の経験を有すると認める者が従事していた学校その他の教育機関の長等の証明権限を有する者から発行されたものを提出する必要があります。
 2 本証明書の記入に当たって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください（消せるボールペンは使用不可）。
 3 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、愛玩動物看護師国家試験の受験を停止させ、又は試験を無効とすることがあります。

【参考】

法第32条第1項 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

愛玩動物看護師予備試験に係る証明書 (同等以上の経験を有すると認める者)

農 林 水 産 大 臣
環 境 大 臣 殿
指 定 試 験 機 関 代 表 者

申告者氏名 (自署)

教員として従事又は修学していた大学又は養成所の廃業 (閉鎖) 等により、大学又は養成所が発行した修学証明の提出が困難であるため、受験申込者本人の責任において、動物看護に係る知識及び技能を修める大学又は動物看護師を養成することを目的とした養成所において、教員として従事又は1年以上修学し、卒業したことを申告します。

教員として従事

修学

※いずれか該当する方にチェックしてください。

記

フリガナ 氏名	(セイ) (姓)	(メイ) (名)	生年月日 西暦 年 月 日
大学又は養成所の名称			
大学又は養成所の 課程の名称			
大学又は養成所で教員として従事又は修学した期間	始期	西暦	年 月 日
	終期	西暦	年 月 日

※ 業務従事期間には、休業や退職の期間 (産休・育休を含む) を含みません。
※ 修学した期間には、休学又は留年した期間は含みません。

添付する書類

教員として従事していた者

- (1) 大学又は養成所が実際に存在していたことを証する書類
- (2) 所属していた大学又は養成所に受験者本人が所属していたことを証する書類

※ 5年以上従事していたことが分かる書類を添付してください。

※ 5年のうち、一部の期間の証明が困難な場合は、その理由について記載してください。

一部の期間の書類の提出が困難な理由： _____

修学していた者

大学又は養成所で修学し、卒業したことを証する書類

- (注) 1 本証明書の記入に当たって、手書きの場合は必ずボールペン又は万年筆を使用してください (消せるボールペンは使用不可)。
2 本証明書の内容に虚偽又は不正の事実があった場合、愛玩動物看護師国家試験の受験を停止させ、又は試験を無効とすることがあります。

【参考】

法第32条第1項 農林水産大臣及び環境大臣は、試験に関して不正の行為があった場合には、その不正行為に関係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。